

## ヤスクニ・レポ 258

# 那覇市孔子廟訴訟と信教の自由

柴田 智悦(日本同盟基督教団 横浜上野町教会牧師)

### I. 那覇市孔子廟訴訟

これは2021年2月24日、最高裁大法廷が、那覇市が公有地の公園にある「孔子廟(久米至聖廟・くめしせいびょう)」の敷地使用料を免除していることは政教分離に違反している、と市民が訴えていた事件について、違憲判決を下した事件です。最高裁が政教分離に関して違憲判決を下すのは、1997年の愛媛玉串料訴訟、2010年の空知太神社訴訟に続き、戦後三例目となります。また、以前の政教分離訴訟のように、津地鎮祭訴訟で採用された「目的・効果基準」を用いず、空知太神社訴訟と同様「社会通念に照らして総合的に判断」したとされています。さらにこれまでの政教分離に関する訴訟が神道や仏教に関するものであったのに対して、今回は「儒教」と「孔子廟」に関するものであったことが特徴的と言えます。

この「久米至聖廟」は那覇市中心部の松山公園にあり、一般社団法人「久米崇聖会(くめそうせいかい)」が建設し管理しています。そこには儒教の祖である孔子像や門弟らが祀られています。ご利益を祈願する参拝者が訪れ、毎年行われる「釋奠祭禮(せきてんさいれい)」では、供物を並べ、孔子の霊を迎え入れるために普段は閉じられている至聖門の中央の扉が開けられます。ところが那覇市は、歴史的・文化財的な価値、観光資源・学習の場としての公共性などを認め、公有地上の設置許可を出し、年間約577万円の使用料を免除してきました。

### II. 目的・効果基準と政教分離原則

従来の政教分離訴訟で採用されてきた「目的・効果基準」とは、当該行為の目的が宗教的意義を持ちその効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為かどうか、ということを中心に判断されてきましたが、空知太訴訟の最高裁判決では「社会通念に照らして総合的に判断すべき」とされ、今回も「一般人の目から見て」

「社会的通念に照らして総合的に判断すると」「限度を超える」ため、憲法第20条3項の「宗教的活

動」に該当するから違憲だとされました。

そもそも「目的・効果基準」事態が曖昧な基準であったのですが、今訴訟ではさらに「一般人の目から見て」「社会的通念に照らして総合的に判断」したわけですからさらに曖昧になったとも言えます。そもそも日本国憲法は、信教の自由を無条件に保障することとし、その保障を一層確実なものとするため、政教分離規定を設けるに至りました。本来は、国家と神道とを分離させるためのものでした。

また今判決では、政教分離原則で問題となる「宗教」とは、厳密に確立した宗教的教義を持つものに限らず、その実際の活動において宗教的な要素を持つものが含まれ得る、ということが明らかされました。久米至聖廟は儒教の施設であり、儒教は宗教というよりも道徳的な学問体系であり、その祖である孔子は聖人ではあっても、神仏のような絶対者とは異なります。しかし、本件においては、本件施設が「釋奠祭禮」の儀式を行い、家族繁栄、学業成就、試験合格等を祈願する多くの人々による参拝を受けており、「学業成就(祈願)カード」が販売されていたことなど、儒教が宗教かどうかを判断するのではなく、その活動・運営の実態において、宗教的意義を持つことに着眼して、政教分離原則への適合性を判断すべき対象であるものとされました。

### III. 自民党憲法改正草案(2012.4.27 決定)から

自民党憲法改正草案第20条3項にただし書として「社会的儀礼又は習俗的行為を超えないものについては、この限りでない」という一文が追加されています。これは、「国及び地方自治体その他の公共団体が「社会的儀礼又は習俗的行為」だと主張すれば、「特定の宗教のための教育その他の宗教的活動を」することができるようになるということです。同憲法改正草案 Q&A でも、「最高裁判例を参考にして後段を加え、『社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超えないもの』については国や地方自治体による宗教的活動の禁止の対象から外しました。これにより、地鎮祭に当たって公費から玉串料を支出するなどの問題が現実的に解決されます」(下線筆者)として

います。従って、社会的儀礼・習俗的行為の名の

下に政治家の靖国参拝等が可能になるのです。この「社会的儀礼や習俗的行為の範囲を超えないものについては、この限りでない」という考え方は、戦前・戦中と同様の道を歩み、政教分離の原則をなし崩しにし、信教の自由を脅かす危険があります。

#### IV. 訴訟の背景

今回の那覇市孔子廟訴訟は、原告が金城テルさんという保守活動家であり、弁護士は大阪弁護士会所属の徳永信一氏(救う会弁護士、靖国神社支援、在特会等の代理人)でした。本訴訟についても「翁長市政を糺す那覇市民住民訴訟」と称したキャンペーンが展開されていることから、翁長市政に対する反対運動の面が強く、インターネットテレビの「日本文化チャンネル桜」における発言等から、中国脅威論に立っていると思われる。徳永弁護士によれば、原告の動機は「中国共産党による沖縄侵略の拠点とすることを阻止したい」ということで「久米三十六姓」の沖縄の政治や経済への影響力を懸念したためだと言われています(塚田穂高「那覇孔子廟政教分離訴訟」『世界』2021年5月号)。

この訴訟に目を向けさせてくれたのは皮肉にも産経新聞でした。判決後の「主張」は「那覇の孔子廟判決『違憲』の独り歩き避けよ」という見出しで、「だが、『違憲』が独り歩きしては困る。今回の判

決を盾に、社寺の伝統行事などにまで目くじらを立てるような『政教分離』の過熱化は避けたい」「孔子廟は全国にあるが、湯島聖堂(東京)や、足利学校(栃木)のように国や自治体が所有する歴史的施設もあり、設立経緯などが異なる。今回の違憲判決の影響は限定的とみるのが妥当だろう」「政教分離規定の厳格な適用は好ましくない」「『空知太神社訴訟』で最高裁は、市有地を神社に無償提供したことを違憲とした。だが、このとき合憲とした裁判官の反対意見が『神社は地域住民の生活の一部になっている』などと指摘し、違憲とした多数意見について『日本人の一般の感覚に反している』と述べていたのはうなずける。首相ら公人の靖国神社参拝や真榊奉納に『政教分離』を持ち出す愚も避けるべきだ」(下線筆者)と述べています。

つまり、靖国神社は正真正銘の宗教法人であり、国家護持が常に目論まれてきたように、国家との繋がり易さを持っているのですから、首相ら公人の靖国神社参拝や真榊奉納に政教分離規定を厳格に適用するならば、当然違憲という判決を下さざるを得ないということになるからです。

最高裁の違憲判決は、憲法学上の重要判例であって、大きな社会的、歴史的出来事であるはずですが、この判決を今後の靖国神社に関する訴訟においても、厳格に適応してもらいたいものです。

### 2021年8月20日例会奨励「あなたがたは地の塩です」

#### マタイ 5:13-16 柴田智悦牧師(日本同盟基督教団 横浜上野町教会)

政教分離を考えると、よく「カエサルのもものはカエサルに、神のもものは神に返しなさい」(マタイ 22:21)、というみことばが用いられます。しかし、そもそも当時、イスラエルにおいては政教一致であり、ローマの支配はカエサルという偶像の神による支配でありますから、どちらにしろ、国家と宗教の分離という考え方はなかったと思われます。ですからここでも、イエス様は政教分離のことではなく、「カエサルという偶像ではなく、神である主を第一にして従いなさい」ということをおっしゃったのです。

ところで、マタイの福音書5章によれば、私たちは、すでに「地の塩」「世の光」である、と言われています。塩や光が周囲にあるものの中に浸透し、それに味をつけ、また、明るくするように、私たちは、自分を無にして奉仕する存在とされているのです。私たちがこの世の中で、「地の塩」「世の光」として働くことができるのは、私たちがこの世の事柄と関係を持ち、この世の活動に関わり続け、世の人々と密接に交わりを持つ場合だけです。私たちはキリストの愛に基づいて、この世に「公正を水のよ

うに、義を、絶えず流れる谷川のように、流れさせ」(アモス 5:24)るよう寄与すべきです。社会の犠牲者たちを保護すること(社会的行動)と、社会の構造そのものの改善につとめること(政治的行動)の両方に参与することは、活発な伝道への参与とともに私たちのつとめだからです(「ローザンヌ誓約」第5項キリスト者の社会的責任)。政教分離は「国家と宗教(団体)」との分離であって、「信仰生活と政治的活動の分離」ではありません。従って、信仰者や宗教団体が政治的な事柄に関わることは妨げられるべきではないのです。かえって、私たちの信仰の自由を守るために、政教分離の厳格な堅持を求めて行くことは、信仰者の責務とも言えます。

那覇市孔子廟訴訟から、政教分離について学ぶとともに、私たちの信仰の自由を守るために、厳格な政教分離規定を国家に用いさせるよう、私たちも黙ることなく、声を上げる必要があることを思われます。偶像に支配されているこの世と関わりを持ち、この世に浸透しながら、この世を主の御心になうものとなるようきよめ、真理の光を指し示し続ける者として用いられることを願います。